

塩尻市保育園給食調理業務委託
評価基準

令和 7 年 9 月
塩尻市こども教育部保育課

塩尻市保育園給食調理業務委託プロポーザル審査 評価基準

1 審査項目について

本市が本業務に期待する事項の必要性または重要性を勘案し、項目及び配点は次のとおりとする。(合計1,300点)

審 査 項 目	配点
① 業務実績等について	90点
② 保育園給食に対する基本的な考え方及び食育推進	60点
③ 調理業務の実施体制について	320点
④ 事故等の防止策について	220点
⑤ 衛生管理業務について	220点
⑥ 調理従事者に対する教育・研修について	110点
⑦ 給食停止になった場合の対応策について	100点
⑧ 提案価格に対する評価	50点
⑨ 事業者の経営理念・経営状態について	80点
⑩ その他	50点

2 評価基準について

評価基準は次の(1)から(10)までの項目のとおりとする。

(1) 業務実績等について

指名業者の保育園や学校における給食調理業務実績及び大量調理施設における給食調理業務実績のほか、特に長期間での調理業務実績等を総合的に評価する。

(2) 保育園給食に対する基本的な考え方及び食育推進

ア 乳幼児期の食の重要性や保育園給食が保育の一環であることを踏まえ、保育園給食に対する事業者の基本的な考え方及び安心安全な給食の提供や保育園本来の事業の円滑な運営を阻害しない方策として、事業者が協力できる提案について評価する。

イ 乳幼児期における食育を推進する上で、事業者が関与することが可能な提案について評価する。

(3) 調理業務の実施体制について

ア 業務責任者として、保育園給食若しくは類似した給食調理施設における経験豊富かつ資格を有した者の配置について評価する。

イ 従事者に給食業務への意欲を持たせ、長期雇用させるための工夫について評価する。

- ウ 従事者に保育園給食等の調理業務の経験豊富な有資格者等（調理師等）の配置が予定され、適正な人員配置（市基準調理時間）の確保、また、必要に応じた補助職員の配置及び休暇等に対応した代替職員の配置等、安全安心な保育園給食提供のための業務実施体制の考え方について評価する。
- エ 経験豊富かつ有能な人材を多く確保するためのノウハウの構築について評価する。
- オ 水害等緊急時の人員確保等会社の対応及び体制の考え方並びに市の指示を迅速かつ的確に伝達する組織体制について評価する。
- カ 事業者独自の運営体制の提案について評価する。

(4) 事故等の防止策について

- ア 食中毒や異物混入等の事故に関しての具体的防止対策について評価する。
- イ 食中毒、従事者の事故発生時等、緊急時の対応方針と再発防止対策について評価する。
- ウ アレルギー対応食に関する基本方針及びノウハウ並びに当該業務におけるアレルギー対応の実施体制について評価する。
- エ 効率的な業務運営体制について評価する。

(5) 衛生管理業務について

- ア 「塩尻市保育園給食調理業務マニュアル」や厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」等、衛生管理の諸規定に基づいた衛生管理が行なわれているかを評価する。
- イ HACCP（ハサップ）の概念等に基づいた独自の衛生管理マニュアルに基づき、専門スタッフによる点検や巡回指導、改善が行える衛生管理システムが構築され、従事者への衛生管理に対する知識及び対応策を周知徹底する方策や、講習会等計画の策定について評価する。
- ウ 事業者独自の衛生検査の具体的内容、頻度、実施者、対象者が明確に提示され従事者の細菌検査（検便）を月2回以上、健康診断を年1回実施し、日常の健康状態を点検し、従事する体制について評価する。
- エ 衛生管理について、事業者独自の提案について評価する。

(6) 調理従事者に対する教育・研修について

- ア 調理従事者の技術向上のための研修及びその他研修について評価する。
- イ 特別食（離乳食、アレルギー除去食）への対応研修及び年間研修計画について評価する。
- ウ 事業者の年間研修内容（調理技術、衛生管理等）やそれを実施する研修機関について評価する。

- (7) 給食停止になった場合の対応策について
 - ア 具体的な対応策が整備されているかを評価する。
 - イ 応援体制が整備されているかを評価する。
- (8) 提案価格に対する評価について
限度額に対しての提案価格を評価する。
- (9) 事業者の経営理念・経営状態について
 - ア 事業者の経営理念及び財政基盤の安定性について評価する。
 - イ 円滑な業務引継ぎについて評価する。
- (10) その他
 - (1)～(9)以外の優れた提案について評価する。